

上小阿仁村 施策(補助金等)一覧

令和7年度版

※ 高齢者支援に関するもの
(令和7年6月26日現在)

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕事 支援	就農 支援	高 齢者	そ の 他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
総務課	○	○	○				○ ○	上小阿仁村集住型宿泊交流施設設置条例	<p>◆趣旨・目的等 地域の恵まれたし自然、歴史、産業等の地域資源を活用し、多様な世代の人々が集い交流し、体験及び研修を通じて地域の活性化に寄与するとともに、移住を目的とした滞在宿泊及び冬期滞在、地域への集住化を図る。</p> <p>◆施設の内容 村営アパートと宿泊交流施設を併設。</p> <p>◆施設の区分、使用料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期滞在居室 1泊3,000円（1か月に連泊する場合の上限が40,000円） 1か月40,000円（短期滞在の上限は1か月。冬期滞在は11月から4月までの6か月） ・大部屋A、B 半日（4時間以内）1,000円、全日（4時間超）2,000円、 1泊（宿泊を伴う場合）5,000円 ・会議室A 半日（4時間以内）500円、全日（4時間超）1,000円 ・会議室B 半日（4時間以内）300円、全日（4時間超）600円 ・調理場 半日（4時間以内）400円、全日（4時間超）800円 ・レンタルルーム（光熱水費別） 1か月30,000円（1日の利用は1,000円） ・村営アパート（光熱水費別） 1か月30,000円（敷金3か月分） <p>※短期滞在居室及び大部屋の宿泊にかかる寝具類の料金は別。実費とする。</p>	H30.04.01施行 R03.03.16改正
総務課	○	○					○ ○	上小阿仁村公共施設使用料等 減免規則	<p>◆趣旨・目的等 使用者の経済的負担を軽減するとともに、公共施設の利用を促進させ、教育、福祉等の行政環境の充実を図る。</p> <p>◆対象施設 開発センター、コミュニティーセンター（やまふじ温泉）、萩形キャンプ場、ふれあい広場、地域センター（体育館）、生涯学習センター、健康増進トレーニングセンター、上ノ岱スポーツエリア、村民グラウンド、若者センター</p> <p>◆対象となる使用料等 施設使用料、付属設備使用料、照明・暖房使用料 ※コミュニティーセンターの入浴料は対象外。</p> <p>◆減免の対象者</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 村及び教育委員会等が使用するとき。 (2) 村民及び村民が構成員となっている団体が使用するとき。 (3) 村内に勤務する個人及び団体が使用するとき。 (4) 国又は他の公共団体等が公用又は公共用に使用するとき。 (5) 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設として使用するとき。 <p>◆減免の対象外</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 国・県・村等が公共施設の利用に要する経費の一部又は全部を助成しているとき。 (2) 入場料及びこれに類するものを徴収するとき。 (3) 営利目的、政治活動、宗教活動で使用するとき。 	R03.04.01施行

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕事 支援	就農 支援	高 齢者	そ の他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
住民福祉課						○	○	上小阿仁村成年後見制度における村長申立てに関する要綱	<ul style="list-style-type: none"> ◆趣旨・目的等 判断能力が不十分な高齢者、知的障害者及び精神障害者の生活の自立の援助と福祉の増進。 ◆対象等 次のいずれにも該当する者で、親族等による成年後見開始等の審判申立てが見込まれない高齢者。 (1) 村内に居住し住民登録をしている者等 (2) 配偶者及び2親等以内の親族がいない者等 ◆申立てに係る費用負担等 ・家事事件手続法の規定に基づき村が負担する。 ・選任された成年後見人等を通じ、本人の資産から費用の返還を求めることができる。 	R03.12.01施行 R05.01.01改正
住民福祉課		○	○			○		上小阿仁村エアコン購入費補助金交付要綱	<ul style="list-style-type: none"> ◆趣旨・目的等 住宅における熱中症等による事故を未然に防ぎ、住民の安全かつ安心な生活を支援し、健康維持を図る。 ◆補助対象者 村に住民登録し現に居住している者で、村内に所在する自己の居住の用に供する部分を有する専用住宅又は併用住宅に、新たにエアコンを購入し設置する者等。 ◆対象経費 エアコンの購入費及び設置費。（中古品は除く） ◆補助金の額 対象経費の1/2以内の額で1,000円未満の端数切捨て。上限額10万円。1世帯1台限り。 	R06.08.01施行
住民福祉課						○		上小阿仁村集落サロン事業費補助金交付要綱	<ul style="list-style-type: none"> ◆趣旨・目的等 高齢者等の社会的孤立感の解消、心身の健康維持、要介護状況の予防及び地域内での支え合い体制の確立を図る。 ◆対象、補助金額等 集落サロンを設立する団体等に対し、初年度に限り、集落サロンで使用する事務用品、備品等の購入に要する経費の全額を補助する。上限額20万円。 	H29.10.01施行
住民福祉課						○		上小阿仁村高齢者世帯等除雪費助成金支給要綱	<ul style="list-style-type: none"> ◆趣旨・目的等 高齢者等の冬期間の生活の安全確保を図る。 ◆対象世帯 満70歳以上の者のみの世帯、満70歳以上の者と心身に障害を持つ者のみの世帯、心身に障害を持つ者のみの世帯、世帯全員が独力での除排雪が困難な世帯、満18歳に達した年度末までの子どものみがいる母子世帯又は父子世帯、その他村長が認めた世帯 ◆助成額等 屋根の雪下ろし、玄関先等の除排雪に要した経費の2/3の額。上限は1世帯当たり8万円。 	H29.12.14施行 R02.11.30改正

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕 事 支 援	就 農 支 援	高 齢 者	そ の 他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
住民福祉課			○			○	○	上小阿仁村福祉医療費支給要綱	<p>◆趣旨・目的等 村内に住居する対象者の心身の健康の保持と生活の安定を図る。</p> <p>◆対象等 (1) 乳幼児（未就学児）、小中学生及び高校生等 18歳に達する日以後最初の3月31日まで (2) ひとり親家庭の児童 18歳に達する日以後最初の3月31日まで (3) 高齢身体障害者 65歳以上で、身体障害者手帳4～6級所持者 (4) 重度心身障害（児）者（身体・知的）療育手帳（A）又は身体障害者手帳1～3級所持者 (5) 重度心身障害（児）者（精神）精神障害者手帳1級所持者かつ自立支援医療受給者証の所持者 (6) 身体障害者 65歳未満で、身体障害者手帳4～6級所持者 ※18歳に達する日以後最初の3月31日までの子ども以外は、所得制限あり。</p> <p>◆支給方法等 原則、自己負担相当分を現物給付。（医療機関での支払なし） 上記（5）については、精神病床の入院にかかった費用については、対象外とする。</p>	H17.08.01施行 R06.11.01改正
住民福祉課						○	○	上小阿仁村外出支援サービス事業運営要綱	<p>◆趣旨・目的等 身体的な障害等により通常の交通機関を利用できない者に対し、移動の手段を提供することで、対象者の在宅での生活を支援するとともに、家族の負担軽減を図る。</p> <p>◆利用対象者 村に住居し、介護保険制度による介護認定を受けている者、介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づく大臣が定める基準に相当する者、身体障害者手帳を有する者、その他村長が認める者で、次の各号のいずれかに該当する自力での外出が困難な者。 (1) 寝たきり又は車椅子使用者 (2) 外出時介助が必要な者 (3) 認知症のある者 (4) 視覚障害者</p> <p>◆利用制限 この事業の利用は、病院、施設等への送迎及び行事（村が主催する事業又は会議等）への参加等とする。</p> <p>◆行動範囲及び運行日等 運行範囲は、原則村内及び近隣市町村で、運行時間がおおむね60分の範囲とする。 運航日は、土曜日、祝日及び平日とする。（日曜日及び年末年始は除く） 運行時間は、委託先の営業時間（8時30分から17時15分）とする。ただし村長が認める場合を除く。</p> <p>◆利用者負担額 村内 200円 北秋田市（旧森吉、旧阿仁、旧合川地区） 600円 北秋田市（旧鷹巣地区）、八郎瀧町、五城目町 1,000円 大館市 2,000円 能代市、鹿角市、小坂町 3,000円</p>	H12.04.01施行 R06.12.24改正

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕 事 支 援	就 農 支 援	高 齢 者	そ の 他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
住民福祉課						○		上小阿仁村高齢者住宅整備資金貸付規則	<ul style="list-style-type: none"> ◆趣旨・目的等 高齢者住宅の整備を必要とし、自力での整備が困難な者に資金の貸付を行う。 ◆対象者 村内に居住し、60歳以上の親族と同居する者で、高齢者住宅の整備を必要とするが、自力での整備が困難な者。 ◆貸付限度額 1戸当たり150万円。 ◆貸付利率等 年3%、又は財政融資資金、その他の借入資金の貸出利率のいずれか低い方の利率。 据置期間は1年以内。償還期間は据置期間後9年以内。 	S63.04.01施行 H13.03.30改正
住民福祉課						○		上小阿仁村はり、きゅう、マッサージ施術費助成要綱	<ul style="list-style-type: none"> ◆趣旨・目的等 高齢者が、はり、きゅう、マッサージの施術を受けた場合、その施術費の一部を助成し、高齢者の負担の軽減を図り、健康保持等福祉の増進に寄与する。 ◆対象者 村内に居住する、満70歳以上の者。新たに満70歳に達する者は、その誕生日の属する月から。 ◆適用範囲 助成する施術費の範囲は、医療保険給付以外のものとする。 ◆助成の額等 (1) はり、きゅう 1回1,000円。1人につき上限年5回。 (2) マッサージ 1回1,000円。1人につき上限年5回。 	H06.04.01施行 H18.04.01改正
住民福祉課						○		上小阿仁村長寿祝金条例	<ul style="list-style-type: none"> ◆趣旨・目的等 老人を敬愛し長寿を祝うとともに、その福祉を増進する為長寿祝金を支給し、敬老思想の普及を図る。 ◆対象者 満100歳に達した者で、その者の誕生日以前に、村内に30年以上居住している者。 ◆支給額 10万円。 	H01.01.10施行 (H01.01.01適用) H24.03.16改正

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕 事 支 援	就 農 支 援	高 齢 者	そ の 他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
住民福祉課						○		上小阿仁村家族介護支援金支給要綱	<p>◆趣旨・目的等 在宅要介護者又は重度障害者（肢体不自由）を介護する者に介護支援金を支給し、在宅福祉の増進に寄与する。</p> <p>◆対象者 村に住所を有する者で、在宅で要介護3、4、5に相当する者又は介護保険に該当しない重度障害者（肢体不自由）を介護する家族。ただし、特例居宅介護サービス費等の支給を受けた者及び世帯分離者、村民税等の滞納がある者は除く。 （1）村民税非課税世帯で、要介護4及び5相当の者又は介護保険に該当しない重度身障者（肢体不自由）を介護する家族 （2）村民税課税世帯で、要介護4及び5相当の者又は介護保険に該当しない重度障害者（肢体不自由）を介護する家族 （3）一律に要介護3相当の者を介護する家族</p> <p>◆支給額 （1）月額20,000円 （2）月額10,000円 （3）月額5,000円</p> <p>◆支給制限 要介護者が入院や短期入所を利用して自宅を離れた場合、当該月の介護支援金は日割で支給する。</p>	H19.07.01施行 H26.03.31改正
住民福祉課						○		上小阿仁村家族介護支援事業（紙おむつ支給）実施要領	<p>◆趣旨・目的等 非課税世帯の要介護4・5の要援護高齢者を介護している家庭に対して紙おむつを支給することにより、当該介護者又は在宅高齢者の精神的、経済的負担の軽減を図る。</p> <p>◆対象者 村内に住所を有し、次に掲げる要件をいずれも備えている在宅高齢者を現に主として介護する者。 （1）在宅高齢者及び支給対象者の属する世帯が、村民税非課税世帯であること。 （2）在宅高齢者及び支給対象者が、介護保険法に基づく要介護認定を受けた者であって、かつ、その認定結果が要介護度4若しくは5の決定を受けたものであること。</p> <p>◆支給額 高齢者1人につき年額72,000円以内の用品を支給。</p>	R05.04.01施行
住民福祉課						○		上小阿仁村地域支援事業実施要綱（見守り配食サービス事業）	<p>◆趣旨・目的等 毎週火曜、金曜の週2回弁当を配布し、安否確認、見守りを行う。</p> <p>◆対象者 （1）村内に居住している者で、介護保険法に規定する被保険者。 （2）おおむね65歳以上の一人暮らし世帯または高齢者世帯のみの世帯ので、基本チェックリストによる聞き取りの結果、該当と判断される方。</p> <p>◆利用料 1食あたり300円</p>	H19.04.01施行 R06.03.15改正

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕事 支援	就農 支援	高 齢者	そ の 他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
住民福祉課						○		電動三輪車等購入費補助金交付要綱	<p>◆趣旨・目的等 高齢者又は身体障害者、歩行困難である者が移動を容易に行い、安全で快適に日常生活を行えるようにする。</p> <p>◆対象者 村内に居住し、次の各号のいずれかに該当する者。 (1) 下肢障害により杖、歩行器等を使用しても屋外移動ができない者 (2) その他、村長が特に必要と認める者</p> <p>◆補助金の額 電動三輪車及び電動四輪車の購入費の1/3の額。上限10万円。</p>	H23.04.01施行
住民福祉課						○	○	上小阿仁村認知症高齢者等見守りネットワーク事業実施要綱	<p>◆趣旨・目的等 認知症高齢者、若年性認知症者等が徘徊等により行方不明となった際に地域が連携して迅速に搜索する体制を整備・運営することにより、認知症高齢者等及びその家族等を支援する。</p> <p>◆事業内容 (1) 見守りネットワークの整備・運営に関すること (2) 認知症に対する知識・理解の普及啓発に関すること</p> <p>◆搜索の対象者 村内に居住する認知症高齢者等</p> <p>◆搜索 対象者が徘徊等により行方不明になったときは、家族等は警察に行方不明者届を提出するとともに、見守りネットワークに搜索を依頼できる。 搜索の依頼を受けた村は、事前に登録した協力員に対象者の情報を提供し、協力員の日常生活・日常業務の中での搜索を依頼する。</p>	H29.12.28施行 H30.06.01改正
住民福祉課						○	○	上小阿仁村年金生活者等支援福祉給付金事業実施要綱	<p>◆趣旨・目的等 公的年金等の収入や所得額が一定額以下に該当する低所得の高齢者を支援する。</p> <p>◆支給対象者 1月1日（基準日）時点で村に住所を有する者で、申請日において次の全ての要件に該当する者。 (1) 当該年度において満65歳以上となる者で、国が支給する年金生活者支援給付金制度の所得要件に該当する者 (2) 当該年度分の村県民税が非課税である者 (3) 支給対象者の属する世帯全員の村県民税が非課税であること。 (4) その他村長が必要と認めた者 ただし、村税等の滞納をしている者がいる世帯等は対象から除く。</p> <p>◆支給額 1人につき年額12,000円。</p>	R03.04.01施行

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕 事 支 援	就 農 支 援	高 齢 者	そ の 他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
住民福祉課						○		上小阿仁村緊急通報システム 事業実施要綱	<p>◆趣旨・目的等 一人暮らしの高齢者世帯等に対し、緊急通報装置を貸与し、急病や事故等に迅速かつ適切な対応を図り、高齢者等の負担を軽減し、その福祉の増進に資する。</p> <p>◆対象者 村内に居住し、次のいずれかに該当する者。 (1) 一人暮らしの高齢者世帯の高齢者、又は高齢者世帯の病弱な高齢者 (2) (1) に準じる状態にあると村長が認める者</p> <p>◆実施方法 緊急通報システム実施事業者が行う業務は、次のとおり。 (1) 利用開始又は廃止に伴う通報装置の設置、撤去その他必要な措置と人員の配置 (2) 24時間体制の利用者からの緊急通報、相談等の受信及び通報時の情報収集と対応 (3) 設置した通報装置の修理及び定期的な保守点検 (4) 事業実施に必要な関係書類の整備と事業実施状況の報告</p> <p>◆費用負担 緊急通報受診装置の費用は村が負担し、機器等に係る費用（通信料等）は利用者が負担する。</p>	R04.04.01施行

課名	地域 活性化	移住 定住	子育て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
住民福祉課			○			○	○	上小阿仁村任意予防接種助成 事業実施要綱	<p>◆趣旨・目的等 予防接種法に定める定期予防接種以外の任意の予防接種について、接種料の全部または一部を助成し、疾病の予防と重症化防止及び接種費用負担の軽減を図る。</p> <p>◆実施方法等 予防接種は、希望する対象者に希望する医療機関で個別接種により実施する。 村と業務委託を締結する医療機関では、接種費用から村の助成額を控除した額を医療機関に支払う。それ以外の医療機関では、接種費用の全額を医療機関に支払った後、村に助成金を申請する。</p> <p>◆対象予防接種等</p> <p>(1) 定期接種以外のインフルエンザワクチン 対象者：生後6か月以上65歳未満の者 助成額等： ア. 6か月以上13歳未満の者は接種料2,500円を上限とし、交付回数は2回 イ. 13歳以上65歳未満の者は接種料2,500円を上限とし、交付回数は1回</p> <p>(2) 定期接種以外の風しんワクチン 対象者：妊娠を予定している助成・その配偶者等、風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者等のうち、抗体価が低いことを証明できる者 助成額等：接種料の全額で交付回数は1回</p> <p>(3) 定期接種以外の子宮頸がんワクチン 対象者：17歳までの女性等 助成額等：接種料の全額で交付回数は3回まで</p> <p>(4) 定期接種以外の帯状疱疹ワクチン 対象者：満50歳以上65歳未満の者 助成額等： ア. 生ワクチンは上限額5,000円とし交付回数は1回 イ. 不活性ワクチンは上限額10,000円とし交付回数は2回</p> <p>(5) 定期接種以外の新型コロナウイルスワクチン 対象者：生後6か月以上65歳未満の者 助成額等：上小阿仁国保診療所での接種料全額、他の医療機関は上限額11,800円とし交付回数は1回</p> <p>(6) 定期接種以外の高齢者の肺炎球菌ワクチン 対象者：年度内に65歳以上の者。接種を受けたことがある者は除く。 助成額等：上小阿仁国保診療所での接種料全額、他の医療機関は上限額3,500円とし交付回数は1回</p>	R02.04.01施行 R07.02.18改正